

令和5年度 西備支援学校 校内ルール

R5.4.3

1 校務に関すること

(1) 情報管理・守秘義務について

- ①岡山県及び本校の「教育情報セキュリティポリシー」を遵守する。
- ②個人情報の持ち出しは禁止とする。

※遠隔授業を行う場合や業務上やむを得ず個人情報を持ち出す場合は、別に定める規定によって行う。
- ③個人情報を校外関係者に提供する場合は、**持参**することとし、やむを得ず郵便で送る場合は、**特定記録郵便**を使用する。ファックス送信は不可とする。
- ④プリントアウトした文書はすぐに取りに行く。その際、他者の印刷物の有無を確認する。
- ⑤個人情報に関わる文書は机上に放置しない。不要な文書は速やかにシュレッダーで処分する。
- ⑥児童生徒の氏名、写真の公開や取扱いについては、毎年度、保護者に確認する。確認の結果に基づいて扱い、必要な場合は、その都度承諾を得る。
- ⑦ホームページ、facebook、classroom に掲載する内容については、複数で確認する。アップ前に必ず起案し、校長及び副校長、学部教頭の許可を得る。
- ⑧校外での写真やビデオ等の撮影に際しては、利用施設や事業所等に使用目的を伝えて撮影の許可を取る。また、外部講師や来校者にも、必ず撮影の許可を取る。写真をホームページ、各種たより等へアップすることについても、その都度、掲載の可否を確認する。

(2) 生徒指導に関すること

- ①児童生徒への相談・指導は複数で対応し、対応後は管理職に報告するとともに記録を残す。
- ②体罰となる行為はもちろんのこと、児童生徒が怯えたり、萎縮したりする言動等、ハラスメントや体罰を疑われるような行為もしない。
- ③児童生徒へ連絡する場合は、学校の電話や携帯電話（白色）を使用し、教職員個人のスマートフォン等や電子メール、SNS等は使用しない。
- ④教職員個人の自家用車に、児童生徒を同乗させない。
- ⑤人権に配慮し、児童生徒の呼称には「～さん」をつける。

(3) 保護者や学校外関係者への対応に関すること

- ①保護者や学校外関係者へ電話をする場合は、学校の電話や携帯電話（白色）を使用し、教職員個人のスマートフォン等は使用しない。
- ②電子メールを送る際は、マメールのみを使用する。教職員個人のSNSやICTツールを使って、やりとりをしない。
- ③保護者や学校外関係者に、教職員の住所や、携帯電話の番号、電子メールアドレスを知らせない。
- ④緊急時に、やむを得ず教職員の電話を使用する場合は、管理職の指示のもとに使用する。
- ⑤保護者との対応は複数で行い、対応後は管理職に報告するとともに記録を残す。保護者との会話の中では、他の児童生徒についての情報は話さない。
- ⑥現金、物品等の個人的な贈答行為をしない。

(4) 学校備品・公金等の取扱に関すること

- ①学校徴収金等取扱規程などを遵守する。
- ②学校徴収金等の取扱は、複数によるチェック体制のもとで行い、出納関係書類については、毎月、学校の出納員（事務長）により監査を受ける。
- ③備品等を個人的に使用したり、持ち出したりしない。
- ④現金は、原則、通帳管理とする。金庫を使用する場合は、各部教頭に申し出る。

(5) ハラスメントに関すること

- ①ハラスメントと受け取られるような言動はしない。
- ②ハラスメントと思われる言動を見聞きした場合は、相談窓口へ連絡する。

(6) 携帯電話・情報機器（スマートフォン・タブレット等）及びデジタルカメラの使用に関すること

- ①児童生徒の写真を撮影する場合は、計画的に行う。
- ②私物のPC・デジタルカメラは、学校へ持ち込まない。
- ③私物の携帯電話・情報機器（スマートフォン・タブレット等）及びデジタルカメラ等の扱いについて
 - ・教室等へ持ち込まない。業務上やむを得ない場合は、学部教頭を経て校長の許可を得る。
 - ・カメラ機能を使って、児童生徒・保護者の撮影や録画等をしない。
 - ・私物の情報機器（タブレット等）を勤務時間中に使用する場合は、学部教頭に使用機器名と使用目的を伝える。

(7) 校内の交通に関すること ※児童生徒、保護者の模範となるよう努める。

①児童生徒の滞在時間帯（8時00分～15時40分）は、一方通行を厳守する。

②徐行に努め、一時停止の所では必ず停止する。

③8時30分から17時までは、来客用駐車場を使用しない。障害者用駐車スペースは終日利用しない。

2 校務外に関すること

(1) 交通事故等に関すること

①法令を遵守する。

②万が一事故が発生した場合には、速やかに適切かつ誠意ある対応をする。

※「交通事故対応カード」を活用する。

- ・負傷者の救護（救急車を呼ぶ）
- ・警察に連絡
- ・相手方の確認
- ・管理職に連絡
- 等

③飲酒運転につながる行動、運転中の機器の操作（通話、カーナビ・スマホの操作等）は厳に慎む。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関すること

①新型コロナウイルス感染症感染防止のため、岡山県が示す指針を遵守する。3密を避け、手洗いやマスクの着用を徹底するなど、新しい生活様式のもとでの生活に努める。

②新型コロナウイルス感染症対策に鑑み、感染が続いている地域へ移動する場合は、移動先の流行状況等を確認し、慎重に行動する。

3 その他

(1) 教育に携わる公務員として、自覚を持って行動する。

(2) 「報告」「連絡」「相談」に心掛け、情報共有に努める。

(3) 心身の健康を保持するため、仕事の優先順位を定め、計画的に仕事を進める。

(4) 進んで挨拶を行い、よりよい雰囲気づくりを心掛けるとともに、何でも気軽に相談し合える職場づくりに努める。